

秘密保持誓約書

当社は、お客様の依頼に基づくソフトウェアに関する情報提供及び開発業務、研究協力業務において（以下「本件業務」といいます。）にあたり、その業務が無償であるか有償であるかを問わず、以下の通り約諾します。

1. 本誓約書において、「秘密情報」とは、以下を指すものとします。
 - (1) 本件業務遂行の事実
 - (2) 媒体及び手段の如何を問わず、本件業務のために当社がお客様より開示もしくは提供を受けまたは本件業務により当社が知得したお客様の業務上及び技術上の一切の情報（仕様書、図面、電子記憶媒体、試験データ、材料特性、部品、設備機器等を含むものとします。）

但し、次の各号の位置に該当することを書面により当社が立証できるものまたはお客様の了承を得ている場合には秘密情報には含まないものとします。

- (1) お客様から開示を受ける前に既に公知であったもの
 - (2) お客様ら開示を受ける前に既に当社が所有していたもの
 - (3) お客様から開示を受けた後当社の責めによることなく公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的な手段により取得したもの
 - (5) お客様から開示を受けた情報によることなく独自に開発したもの
 - (6) 管轄官公庁または法律の要求により開示されるもの
2. 当社は秘密情報を秘密に保持し、お客様の事前の同意を得た場合を除き、これを本件業務以外の目的で使用しまたは第三者に開示もしくは漏えいしません。
 3. 当社は秘密情報をいかなる場合でも善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理保管します。
 4. 当社は、お客様の事前の同意を得た場合を除き、秘密情報を複製しまたは複写しません。本項に従い、秘密情報の複製または複写を行った場合は、当該複製または複写物を秘密情報として取り扱います。
 5. 当社は、本件業務終了時またはお客様から要求を受けた時は、お客様の指示に従い、秘密情報及びその複製または複写物を速やかにお客様に返却し、廃棄しまたは消去します。
 6. 当社は、本件業務に関し、秘密情報に基づいて当社が独自に発明、考案または意匠の創作（以下「発明等」といいます。）をなした時は、速やかにお客様に通知し、当該発明等にかかる権利の帰属についてお客様と協議します。
 7. 前5項の規定は本件業務終了後においても同様に厳守します。
 8. 当社は、本書に定める事項に違反しお客様に損害を与えた場合には、法的に証明された弊社の責任に帰すべき損害額の賠償します。

以上

株式会社 科学技術研究所
代表取締役 柳下 瑞穂

